

別紙

諮問第979号、第980号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」及び「交通人身事故関係書類」について、それぞれ不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「○年○月○日午前○時○分頃、○○市場内の○○前にて、私がターレーに衝突されて負傷した事故についての110番処理簿及び交通人身事故関係書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年11月29日付けで行った不存在を理由とする2件の非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和4年9月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年8月31日に諮問第980号に係る理由説明書を、同年9月8日に諮問第979号に係る理由説明書を、実施機関からそれぞれ收受し、同年10月23日に諮問第980号に係る意見書を、同月24日に諮問第979号に係る意見書を、審査請求人からそれぞれ收受し、同年9月27日（第174回第三部会）及び同年10月30日（第175回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第979号及び第980号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されるものである。

ウ 実施機関における交通事故の取扱いについて

実施機関は、「警視庁交通事故取扱規程」（昭和37年7月18日訓令甲第17号。以下「交通事故取扱規程」という。）において、交通事故の取扱いについて定めるところ、交通事故については、交通事故取扱規程3条1号において、「道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に定める道路をいう。）において、車両、路面電車、汽車、路面電車以外の電車又は気動車の交通により生じた人の死傷又は物の損壊をいう。」と定めており、道路上で発生したものに限定している。

エ 本件開示請求に係る請求個人情報について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が警察官の取扱いを受けた際に作成された110番処理簿及び交通人身事故関係書類の開示を求めるものである。

実施機関は、平成〇年中に作成された110番処理簿は、開示請求日時点において、保存期間が満了しているため、既に廃棄されており、本件開示請求に係る110番処理

簿（以下「本件請求個人情報1」という。）についても、保有しておらず存在しないとする非開示決定（以下「本件非開示決定1」という。）を行った。また、本件開示請求に係る交通人身事故関係書類（以下「本件請求個人情報2」という。）は、作成しておらず、存在しないとする非開示決定（以下「本件非開示決定2」という。）を行った。

オ 本件各非開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示決定1について

審査請求人は、本件開示請求に係る事故当時警察官が来たにもかかわらず、そのことに関する証拠書類が関係者の承諾もなく処分されたことは不合理である旨主張する。

実施機関は、110番通報及びその処理に関して「警視庁警察通信規程」（昭和49年9月5日訓令甲第17号）を規定しており、通報を受理した関係所属長等は、直ちに必要な措置を執り、その処理結果を速やかに通信指令本部長に連絡するとともに、地域部長が別に定める110番処理簿を作成しなければならない旨及び同文書の保存期間については1年と定めている旨を説明する。

また、実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇警察署に保管されている110番処理簿を検索したが、平成〇年中に作成された110番処理簿は保存期間が満了し、開示請求時点で既に廃棄されているので、本件請求個人情報1についても存在しないことを確認しており、さらに、本件審査請求を受理した以降に改めて検索を行ったが、本件請求個人情報1の存在は確認できなかったとも説明する。

そして、「警視庁公文書管理規程」（平成13年3月21日訓令甲第6号）には公文書の保存期間を延長する場合として、開示請求や不服申立てがあった場合等様々な事由が定められているが、本件請求個人情報1はいずれの延長事由にも該当せず、また、開示請求受理時において、本件請求個人情報1が作成されていた確証はないが、仮に本件請求個人情報1が作成されていたとしても延長する事由がなかったことから、通常どおりの廃棄手続がなされたと認められるとのことである。

さらに、110番処理簿は、対外的な証明書類ではないことから、同処理簿を廃棄するに当たり、関係者から廃棄の承諾を得る必要性はない旨説明する。

これらのことを踏まえると、保存期間満了後に開示請求を受けた本件請求個人

情報1に対し、開示請求時点で既に廃棄されていたため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に文書の存在をうかがわせる特段の事情は認められないことから、本件請求個人情報1について、不存在を理由として非開示とした本件非開示決定1は、妥当である。

(イ) 本件非開示決定2について

審査請求人は、通報により警察官らも事故後の現場確認の立会いをしたので、実況見分調書が作成されなければならない旨主張する。

実施機関は、交通事故取扱規程において交通事故の取扱いを定めているところ、東京都中央卸売市場〇〇市場の敷地内を道路交通法上の道路以外の場所と解釈しており、同市場内で発生した事案について、事案の内容を確認し、警察による取扱いの対象外であると判断したものについては、同市場の管理者である東京都中央卸売市場に引継ぎをするという運用をしており、本件審査請求に係る事案も同様の取扱いをしたとのことである。

審査会が確認したところ、審査請求人が本件開示請求書に添付した東京都中央卸売市場発行の事故証明書には、当該事故の発生日時、発生場所、当事者の人定事項及び事故内容等が記載されているため、当該事故は、実施機関の説明しており、東京都中央卸売市場で処理されていた事実が確認できた。

また、実施機関が本件審査請求受理後に再度本件請求個人情報2の検索をし、それが存在しないことを確認した事実が認められた。

これらのことを踏まえると、本件請求個人情報2について、不存在を理由として非開示とした本件非開示決定2は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ